

特定空家等及び危険空家除却事業のご案内

適切な管理が行われていない空家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。津山市では、特定空家等及び危険空家の除却を促進し、生活環境の改善を図るため、除却に係る費用の一部を補助します。

【補助対象空家等】

- ・津山市内にあること
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による特定空家等として、市長が認定したもの
- ・危険空家（特定空家等になる可能性のある空家等）として、市長が認定したもの
- ・建築物に所有権以外の権利が設定されていないもの

【補助対象者】

- ・補助対象空家等の所有者（個人若しくはその相続人）、または除却工事を実施することについて、所有者の承諾を得た個人
- ・市税等を滞納していない者
- ・暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）でない者

【補助対象事業】

- ・市内施工業者が行う除却工事（建築物及びこれに付属する工作物の全部並びにその敷地に存する門扉、塀、立木等を撤去する工事）

【補助金額】

- ・補助対象工事に係る経費の1／3の額で、上限額は50万円

【その他】

- ・補助金交付決定前に、工事着手している場合は、補助対象となりません。
- ・補助事業を実施した方は、特定空家等及び危険空家の跡地について、適切な管理を行わなければなりません。

【手続き】

- ・補助金の申請をされる方は、補助要件及び提出書類のご案内のため、必ず事前にご相談ください。

～問合せ先～

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地

津山市環境福祉部環境生活課 環境保全衛生係

TEL 0868-32-2055